高崎市屋外広告業登録制度の手引き

平成 23 年 4 月 1 日より高崎市は中核市へ移行したことに伴い、屋外広告物に係る事務権限が群馬県から移譲され、高崎市屋外広告物条例を施行しました。

高崎市内において「屋外広告業」を営む場合は、高崎市長の登録を受けなければなりません。

ただし、平成 23 年 3 月末日までに、群馬県屋外広告物条例の規定による群馬県知事の登録を受けている事業者の方には、経過措置があります。

1 登録が必要な事業者

高崎市内で「屋外広告業」を営む事業者は、請負件数が 1 件しかない場合や、本社や営業所等が市内にない場合でも、高崎市に登録が必要です。

なお、「屋外広告業」とは、広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。この場合、元請け又は下請け、個人又は法人といった立場は問いません。

※「屋外広告業」に該当しないもの

・屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わない場合の広告代理業等

・単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行わない場合

【群馬県からの権限移譲による経過措置】

平成 23 年 3 月末日までに群馬県知事の登録を受けた事業者は、その有効期間が満了するまでの間は、高崎市長の登録を受けずに屋外広告業を営むことができます。

2 登録のための要件

屋外広告業の登録を受けるためには、下記の登録拒否事項に該当しないことが必要です。

■登録拒否事項

①屋外広告業の登録を取り消された日から、2 年を経過しない者

②屋外広告業の登録を取り消された法人において、その処分日の前 30 日以内に役員であり、かつその処分の日から 2 年を経過しないもの

③屋外広告業の営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者

④屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の屋外広告物条例を含む）に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

⑤屋外広告業者が未成年者で、その法定代理人が上記①から④のいずれかに該当するとき

⑥屋外広告業者が法人の場合で、役員の中に、上記①から④のいずれかに該当する者がいるとき

⑦営業所ごとに業務主任者を置いていない者

⑧登録申請書又はその添付書類のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている書類により登録を受けようとする者

3 登録の手続き

屋外広告業登録に必要なものは下記のとおりです。なお、提出部数は各 1 部です。

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">書類名称</th><th colspan="3">申請者区分</th><th rowspan="3">様　式</th></tr>
<tr><th colspan="2">個　人</th><th rowspan="2">法　人</th></tr>
<tr><th>成　年</th><th>未成年</th></tr>
<tr><td colspan="3">(1) 屋外広告業登録申請書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>様式第 25 号</td></tr>
<tr><td rowspan="9">添付書類</td><td colspan="2">(2) 誓約書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>様式第 26 号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3) 住民票の抄本</td><td>申請者</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>法定代理人</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>法人役員</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(4) 登記事項証明書
（履歴事項全部証明書）</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5) 略歴書</td><td>申請者</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="3">様式第 27 号</td></tr>
<tr><td>法定代理人</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>法人役員</td><td></td><td></td><td>○全員</td></tr>
<tr><td colspan="2">(6) 業務主任者となる資格を証する書面の写し</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
</table>

※様式及び記入例は、市ホームページに掲載していますのでご利用ください。

(1) 屋外広告業登録申請書

・個人の場合

①事業所の住所を記入してください。自宅が事業所である場合は、その住所となります。

・法人の場合

①法人の代表者名で申請書を提出してください。

（代表者権限のない支社長、支店長、営業所長等の名義による申請はできません。）

(2) 誓約書

・登録申請者（個人、法人）が誓約してください。

・登録申請者が法人の場合は、代表者が誓約してください。

(3) 住民票の抄本

・3 ヶ月以内のもので、コピー不可。

・登録申請者が個人（未成年者を含む。）の場合は、本人の住民票の抄本。

・登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合は、その法定代理人の住民票の抄本。

⑷　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

・3ヶ月以内のもので、コピー不可。
・登録申請者が法人の場合に必要となります。

⑸　略歴書

・登録申請者（個人、法人）の略歴を記入してください。
・広告業務に関する部分は必ず記載してください。
・登録申請者が法人の場合は、法人の略歴書及び役員全員の略歴書が必要です。

※ 法人の略歴書についても、広告業務に関係する略歴は必ず記載してください。
※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、株式会社又は有限会社の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合等の理事等を指します。なお、監事、監査役、有限責任社員、事務局長等は役員に含まれません。

・登録申請者が未成年者の場合は、法定代理人についても略歴書が必要となります。

⑹　業務主任者となる資格を証する書面の写し

業務主任者とは、広告物等の表示等に関する法令の規定の遵守や広告物等の安全性の確保などに関して総括して業務を行う人のことです。その資格と業務内容は次のとおりです。

①業務主任者の資格

ア　国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
イ　本市が開催する屋外広告物講習会の課程を修了した者
ウ　上記イに相当するものとして、都道府県又は指定都市若しくは他の中核市の行う講習会の課程を修了した者
エ　職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練の修了者（広告美術仕上げに関する職種等に係るもの）
オ　市長が、ア～エに掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

②業務主任者の業務内容

ア　この条例その他広告物等の表示等に関する法令の規定の遵守に関すること。
イ　広告物等の表示等に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示等に係る安全の確保に関すること。
ウ　帳簿の記載に関すること。
エ　広告物等の表示等に関する業務の適正な実施の確保に関すること。

※ 業務主任者は、高崎市の区域内で屋外広告業の営業を行う「営業所」ごとに最低1人以上を置く必要があります。なお、「営業所」とは、広告物の表示、設置に関し常時請負契約を締結するなど営業の場所的中心となる事務所をいい、その主従を問いませんが、単なる作業所、連絡事務所などはこれに該当しません。
※ 業務主任者は、必ずしもその営業所の専任の者である必要はありませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な雇用関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に従事できる者でなければなりません。

⑺　登録申請手数料

・手数料は、新規申請、更新申請とも**10,000円**です。

⑻　**登録有効期間**

・登録の有効期間は**5 年**です。

・更新する場合は、期間満了の**30 日前まで**に更新の手続きをしてください。

⑼　**申請書の提出先・手数料の納入方法**

・持参の場合

高崎市 都市整備部 都市計画課 景観室（高崎市役所 11 階）へ持参してください。

申請書提出時に、窓口にて現金で手数料を納めてください。

・郵送の場合

提出書類一式と返信用封筒（ 84 円切手貼付）を同封し、下記へお送りください。

〒 370-8501

群馬県高崎市高松町 35-1　高崎市都市整備部都市計画課景観室　宛て

到着後、同封していただいた返信用封筒で『納入通知書』を送付しますので、手数料を指定された金融機関へ納めてください。入金が確認された後、屋外広告業登録処理を行います。

⑽　**登録の実施**

屋外広告業者登録簿に下記内容を登録し、その旨を申請者へ通知します。

（ただし、市条例第 39 条第 1 項に掲げる登録の拒否に該当する者を除く。）

①　商号、氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　高崎市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

③　法人役員の氏名

④　未成年者の法定代理人の氏名及び住所

⑤　業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

⑥　登録年月日及び登録番号

⑾　**屋外広告業者登録簿の閲覧**

登録簿の閲覧は、都市整備部都市計画課景観室で行っています。また、市ホームページでも閲覧することができます。

4　登録後に行うこと

⑴　**標識の掲示**　（様式第 36 号）

①掲げる場所

所定の事項を記載した標識を、営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲げなければなりません。

掲示場所は、事務所（建物）の中でも結構です。

②大きさ

標識の大きさは、縦 35㎝、横 40㎝ 以上です。

材質は問いませんが、見やすいことが重要です。

⑵　**帳簿の作成**　（様式第 37 号）

①作成場所

営業所ごとに、所定の事項を記載した帳簿を作成してください。（大きさの指定はありません）

②媒体

紙上に記録・印字したものに代えて、電子計算機（コンピュータ）内や磁気ディスク等（ CD-ROM 等）に保存したものでも結構です。

③保存期間

帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、営業所ごとに、閉鎖後 5 年間保存しなければなりません。

④その他

帳簿は、広告物の表示等の契約ごとに作成しなければなりません。

⑶ 変更の届出

登録を受けた後、登録した事項に変更が生じた場合、その日から30 日以内に変更の届出が必要です。手数料はかかりません。

①届出が必要となる事項

ア　商号、氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

イ　高崎市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地の変更

ウ　法人の役員の変更

エ　未成年者の法定代理人の氏名及び住所の変更

オ　業務主任者の変更

②提出書類　　各 1 部提出してください。

○屋外広告業登録事項変更届出書　（様式第 30 号）

○添付書類

届出が必要となる事項		添付書類の内容
ア　商号、氏名及び住所の変更	個人	・住民票　（商号の変更を除く。）
	法人	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
イ　高崎市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地の変更		・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） （ただし、登記事項の変更がある場合のみ）
ウ　法人の役員の変更	新規役員の登録	・法人の代表者名の誓約書　（様式第 26 号） ・変更になった役員の略歴書　（様式第 27 号） ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	役員の削除 (新規役員の登録がないとき）	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
エ　未成年者の法定代理人の氏名及び住所の変更		・登録申請者の誓約書　（様式第 26 号） ・変更になった法定代理人の略歴書 （様式第 27 号） ・変更になった法定代理人の住民票
オ　業務主任者の変更		・業務主任者となる資格を証する書面の写し

⑷ 廃業等の届出

屋外広告業者が廃業等をした場合は、その事実が発生した日から30 日以内に屋外広告業廃業等届出書（様式第 31 号）を 1 部提出してください。手数料はかかりません。

届出が必要となる事項

①　死亡した場合

②　法人が合併により消滅した場合

③　法人が破産手続き開始の決定により解散した場合

④　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合

⑤　高崎市の区域内において屋外広告業を廃止した場合

5 登録の有効期間

広告業の登録有効期間は**5年**です。

5年ごとに更新の登録を受けないと効力がなくなりますので、その後も営業を継続する場合は、登録の有効期間が満了する日の**30日前まで**に更新の手続きが必要です。

更新登録申請の手続きに必要な提出書類や手数料等については、新規登録申請に準じますので、2ページから4ページまでをご覧ください。

【登録期間の説明（例）】

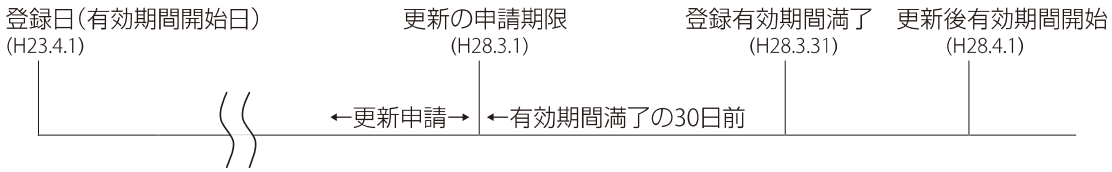

6 監督処分

(1) 登録の取消しや6か月以内の期間で営業の停止に処される場合

①不正の手段により登録を受けたとき
②登録の要件に適合しなくなったとき
③変更の届出をしない、または虚偽の届出を行ったとき
④市条例（法に基づき都道府県又は指定都市等が定める条例を含む）又は、これに基づく処分に違反したとき

(2) 罰則

・1年以下の懲役または50万円以下の罰金刑に処せられる場合
①登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
②不正の手段により登録を受けた者
③営業の停止命令に違反した者

・50万円以下の罰金刑に処せられる場合
①違反広告物に対する市長の命令に違反した者

・30万円以下の罰金刑に処せられる場合
①違反広告物を表示・設置した者
②登録事項の変更の届出をしない、または虚偽の届出をした者
③業務主任者を選任しなかった者　など

・20万円以下の罰金刑に処せられる場合
①市長の立入検査を拒んだ者　など

・10万円以下の罰金刑に処せられる場合
①広告物の除却の届出をしない者　など

※ 罰則以外にも、軽微な義務違反の場合、5万円以下の過料処分の規定があります。

お問い合わせ先
〒370-8501
群馬県高崎市高松町35-1
高崎市　都市整備部　都市計画課　景観室
TEL 027-321-1350（直通）
FAX 027-323-5296
URL http://www.city.takasaki.gunma.jp/

様式第25号(第30条関係)

第１面

屋外広告業登録申請書

年　　月　　日

(あて先)高崎市長

申請者　住所

商号

氏名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

高崎市屋外広告物条例第36条　第１項 / 第３項　の規定により、関係書類を添えて、次のとおり屋外広告業者の登録(更新の登録)を申請します。

登録の種類	□　新規 □　更新	登録番号 ※新規登録の場合は記入しないでください	高広　(　)　第　　号
		登録年月日 ※新規登録の場合は記入しないでください	年　　月　　日
個人・法人の別		□　法人　　□　個人	
フリガナ 商号、氏名 及び生年月日 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び生年月日)		生年月日　　年　　月　　日	
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		〒 電話　　(　　)	

高崎市の区域内において営業を行う営業所

名称	所在地	フリガナ 業務主任者の氏名	資格名及び交付番号等
	〒 電話　　(　　)		
	〒 電話　　(　　)		
	〒 電話　　(　　)		

【第２面へ続く】

※　下記の枠内は記入しないでください。

受付		決裁欄			手数料　　円
		担当	担当係長	課長	
					通知日 年　　月　　日

第２面

法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の職氏名	職	フリガナ 氏　名

未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ 氏　名	生年月日　　年　　月　　日
	住　所	〒 電話　　（　　）

他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた 地方公共団体	登録年月日	登録番号

主たる業務の内容	
その他	

添付書類
- □　誓約書（様式第26号）
- □　業務主任者となる資格を証する書面の写し
- □　【登録申請者が個人（未成年者含む。）の場合】本人の略歴書（様式第27号）及び住民票の抄本
- □　【登録申請者が未成年者の場合】法定代理人の略歴書（様式第27号）及び法定代理人の住民票の抄本
- □　【登録申請者が法人の場合】法人の略歴書及び役員全員の略歴書（様式第27号）及び法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※　住民票の抄本及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、３か月以内のもので、コピーは不可